

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 73

◆ 目次

1. 主要トピック

ARIPO

- ・ ARIPO と OAPI による合同委員会
- ・ 著作権の集中管理に関する ARIPO の特別上級講義の開催
- ・ ガンビアでの知財意識の創出
- ・ 知財ツールに関する研修

OAPI

- ・ 地理的表示 (GI) に関する研修

アフリカ全域

- ・ AfriPI—中央アフリカのための知財ロードマップ
- ・ AfriPI—アフリカの GI が国際会議で協議される予定
- ・ 新型コロナワクチンに関する特許の放棄

ケニア

- ・ 模倣品取締りに関する現状

南アフリカ

- ・ 商標に関する最高裁判決での観念的類似性の判示

ジンバブエ

- ・ 商標に関する希少な最高裁判決

2. 他のトピック

- ・ トピック多数により文末を参照
-

◆ ニュース

1. 主要トピック

・ **ARIPO と OAPI による合同委員会¹**

2022年5月18日、ARIPO と OAPI は第6回合同委員会をヤウンデ（カメルーン）で開催した。

この会合の場で、これら2つの組織は以下のような様々な問題について協議を行った。

- アフリカにおける知財ランドスケープの持続的な拡大を可能にする方法。この文脈において、産業財産、著作権および著作隣接権、伝統的知識およびフォークロア、植物新品種の保護、地理的表示に関わる制度の調整可能性に関する論議がなされた。
- アフリカにおける知識基盤型経済の重要性の高まりと、経済発展と貧困の緩和における知財の役割を証明するために、両組織の加入国がエビデンス（科学的根拠）に基づく政策を開発する必要性。
- アフリカの経済発展のために創造性とイノベーションを養成し、若い世代や女性の知財参加を拡大する上で、2つの組織が果たすべき重要な役割。

・ **ARIPO—著作権の集中管理に関する ARIPO の特別上級講義の開催²**

アフリカにおいて著作権共同管理に関するマスタークラス（特別上級講義）の第1回研修プログラムが2022年5月18日～25日に実施された。このプログラムは、アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）および多くの著作権集中管理団体（CMO）の協力を得て、ノルウェー著作権開発協会（Norwegian Copyright Development Association；NORCODE）が主催したものである。プログラムのファシリテーターは特に上記の組織から派遣されており、研修生は以下の国々から参加した人々である：ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、ガーナ、ケニア、マラウイ、モーリシャス、ナイジェリア、シエラレオネ、南アフリカ、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

このプログラムでは、CMO に影響を及ぼす多種多様な問題が取り上げられた。すなわち以下のような問題である：CMO の役割と社会的評価；コミュニケーション；法制改革；ガバナンスの向上；権利の管理；私的録音録画補償金制度。

¹ <https://www.aripo.org/aripo-oapi-6th-joint-commission-on-strengthening-cooperation-ties-for-the-benefit-of-our-member-states/>

² <https://www.aripo.org/first-masterclass-training-program-on-collective-management-of-copyright-and-related-rights-in-africa/>

・ARIPO—ガンビアでの知財意識の創出³

ガンビアの登録長官および知的財産局長（Registrar General and Head of Intellectual Property）を務める Abdoulie Colley 氏のインタビューが ARIPO のウェブサイトに掲載されている。同氏は以下のような点を強調している。

- 知的財産は、以下の目的を実現するための手段として用いられるべきである：ガンビアの創造的ポテンシャルを活用する；持続可能で包括的かつ迅速な社会経済発展を促進する；ガンビア経済の変革を支援する。
- ただし、統計が示すところでは、現在のガンビアに存在するイノベーションや創造性は極めて乏しい。
- 結論としては、ガンビアの人口の 50%以上を占める若年層に着目すべきである。若い世代に対し、より大きな経済的恩恵を享受するために特許発明や実用新案を生み出し、登録することを奨励すべきである。

・ARIPO—知財ツールに関する研修⁴

アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）および「アフリカの知的財産権およびイノベーション・プロジェクト」（Intellectual Property Rights and Innovation Project in Africa; AfrIPI）は、ARIPO 加入国を対象とした「知財ツールの統合と実装に関するワークショップ」（Workshop on Integration and Implementation of Intellectual Property (IP) Tools）を 2022 年 6 月 21 日および 22 日に開催し、以下の国々の代表が同ワークショップに参加した。

アンゴラ、ボツワナ、ブルンジ、カーゴベルデ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、モーリシャス、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、ソマリア、南アフリカ、スペイン、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

このワークショップでは、欧州連合知的財産庁（EUIPO）が開発した以下のツールが提供されている。

TMview、DesignView、TMclass、DesignClass、Common Examiner Support Tool (CESTO) および電子出願システム（「EUIPO ハーモナイズド・データベース」（Harmonised Database of Goods and Services）にリンクさせたシステム）。

・OAPI—地理的表示（GI）に関する研修⁵

アフリカでは、地理的表示（GI）は非常に重要と見なされている。その結果として、「アフリカの地理的表示（GI）に関する大陸的戦略」（Continental Strategy for Geographical

³ <https://www.moj.gm/news/711b89b5-d81a-11ec-8f4f-025103a708b7>

⁴ <https://techunzipped.com/2022/06/afripi-and-aripo-host-information-technology-officials-from-across-africa/>

⁵ www.africa-gi.com/en

Indications (GIs) in Africa；単に「アフリカ-GI」と称される）が2019年に策定された。この戦略の策定はアフリカ連合の農村経済・農業省（Department of Rural Economy and Agriculture；DREA）によって行われ、アフリカ連合加入国、地域経済共同体（Regional Economic Communities；RECs）および技術/開発面のパートナー団体が策定に協力している。

「アフリカ-GI」の一環として、地理的表示に関する研修プログラムが2022年5月9日～19日にヤウンデ（カメルーン）において実施された。

欧州、OAPIおよびAfrIPIから派遣された代表団に加えて、以下のOAPI加入国の代表が同プログラムに参加している――ベナン、カメルーン、チャド、コモロ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、トーゴ。

この研修プログラムで取り上げられたトピックとしては、GI保護の理由、GI保護の対象となる製品の識別、GIの管理等が挙げられる。

・ AfrIPI —中央アフリカのための知財ロードマップ⁶

AfrIPI（Intellectual Property Rights and Innovation in Africa）は、欧州連合知的財産庁（EUIPO）の資金提供と指導の下に展開される汎アフリカ的なプロジェクトである。AfrIPIの目的は、アフリカ経済を振興し、欧州－アフリカ間の貿易を発展させることであり、アフリカ企業の利益を念頭に置いた知的財産制度の強化が特に重視されている。

AfrIPIは2022年5月18日から20日にかけて地域ワークショップを主催した。このワークショップでは、中央アフリカの市場統合や、アフリカ大陸自由貿易協定（AfCFTA）の知財議定書の戦略的妥当性に関して、知的財産（IP）が果たす役割が取り上げられている。

このワークショップに出席したのは、中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）加入国の官僚たちであり、ワークショップ開催の目的は、AfCFTAに関する交渉の第2段階終結後を視野に入れて、市場アクセスの保証や加入国の能力強化のための知財活用に対する意識向上を図ることである。

参加者らは、「ECCASのための知財ロードマップ」（IP Road Map for ECCAS）に合意した。このロードマップには、各国の知財フレームワークの強化と国境取締りに関するシナジー増強のための基礎作業が盛り込まれている。知財ポリシーのための分科会が創設され、それにより、3日間のワークショップの過程で開始された「知財ポリシー対話」（IP Policy Dialogue）が制度化される予定である。

⁶ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/news/afripi-helps-economic-community-central-african-states-develop-sub-regional-policy>

・ AfrIPI—アフリカの GI が国際会議で協議⁷

地理的表示に関する国際会議——「地理的表示に関する世界的展望」(Global Perspectives on Geographical Indications)——は、2022年7月5日～8日にモンペリエ(フランス)において開催された。

この会議には AfrIPI が参加し、会議の場でプレゼンテーションを行った。このプレゼンテーションでは、アフリカにおける地理的表示が主題として取り上げられている。その一環として、AfrIPI は、アフリカの GI の保護と推進に対する革新的なアプローチを論じた。以上の記事の詳細は ARIPO のウェブサイトで開催されている。

・ 新型コロナワクチンに関する特許の放棄⁸

2022年6月17日、ジュネーブで行われた第12回 WTO 閣僚会議に参加した世界貿易機関(WTO)の加盟国は、新型コロナワクチンに関する特許障壁を一時的に撤廃する旨の取決めに合意した。「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS)に基づく権利放棄の提案が、南アフリカとインドによって WTO に最初に提出されてから2年を経て、遂に特許放棄が実現することになる。筆者の知る限り、WTO からの公式発表はまだない。

上記の合意の効果は以下のようなものである。

- 開発途上国は、特許権者の許可を得ることなく特許保護の対象となるワクチン、またはその成分、物質または要素を製造し、特許により保護された方法を使用することができる。
- 開発途上国は、製薬会社がワクチンに関して規制当局に提出した書類に直接アクセスすることができる。つまり、開発途上国は製薬会社本人から直接情報を得るという手段に頼らなくてもよいということである。これにより、生産のスピードアップが助長されることになるだろう。
- 開発途上国の生産者は、自らが製造したワクチンの100%を他の開発途上国の市場に輸出することが可能になった。49%という以前の上限は廃止された。

ただし、今回の合意には以下のような一定の制限がある。

- この合意に基づく権利放棄は期限付きである(5年)。
- 権利放棄の範囲を治療や試験にまで拡張するか否かに関しては、まだ合意は成立していない。この点については6か月の検討期間が設けられる。

⁷ <https://internationalipcooperation.eu/en/afripi/news/afripi-participates-global-perspectives-geographical-indications-conference-france>

⁸ <https://www.iol.co.za/business-report/economy/sa-wto-agreement-in-support-of-covid-19-vaccine-production-fb8c2797-db38-45eb-bc7a-d639478f9ed8>

ケニア—模倣品取締りに関する現状⁹

知的財産権者は自らの知的財産権をケニアの模倣品取締機関に登録しなければならないという新規要件については、本ニュースレターの前号で論じた——ただし、法律の中では「知的財産」という語が使われているものの、この要件は特に商標を適用対象としている。最近の新聞記事には、ケニアにおける模倣品問題の現状がさらに詳しく示されている。この記事が語るところでは、ケニアにおいて最も多く模倣されているのは以下の商品だという。

電気製品およびエレクトロニクス製品、携帯電話、食品および飲料（特にアルコール飲料）、タバコ、化粧品、衣類、皮革製品、履物。

この記事はさらに、ケニアで販売されている模倣品の主な供給源はケニアの主要な貿易相手国だと述べている。すなわち以下の国々である。

中国、インド、ウガンダ、UAE、トルコ、オランダ、フランス、ドイツ、米国、南アフリカ、英国

さらに、模倣品対策には広域的な側面があることも記事は指摘している。ケニアが属する東アフリカ共同体（EAC）には、共同体レベルの「模倣品取締法案」が存在する。この法案は2012年から東アフリカ立法議会（EALA）で審議されている。ケニアのビジネス界は、この法案が施行されることを望んでいるようである。模倣品の問題に関しては今後とも推移を見守り、何らかの展開があり次第、本ニュースレターの中で報告していく所存である。現在のところ、直近の報告以後に新たな展開は起こっていない。

南アフリカ—商標に関する最高裁判決での観念的類似性の判示¹⁰

南アフリカ最高裁（Supreme Court of Appeal ; SCA）は最近、長年係属していた商標訴訟の判決を言い渡した（*Open Horizon Ltd v Carnilinx (Pty) Ltd (2002) ZASCA, 26 May 2002*）。

この訴訟の争点は、紙巻き煙草について「Pacific」（太平洋）という名称を商標登録していた商標権者は、競業者が紙巻き煙草について「Atlantic」（大西洋）という商標を使用するのを阻止できるか否か、という問題である。これら2つの商標はともに海洋の名称であるため、両者は観念的に類似しているという主張が認められるか否かが争点となった。

SCA は、欺罔または混同の可能性はないため商標権侵害は存在しないという下級審の事実認定を支持した。原判決を言い渡した下級審の裁判官は次のように述べている：「場合によって

⁹ <https://www.the-star.co.ke/business/kenya/2022-06-03-kam-wants-regional-data-base-to-fight-counterfeits/>

¹⁰ <https://lawlibrary.org.za/index.php/za/judgment/supreme-court-appeal-south-africa/2022/75>

は観念的な欺罔または混同は登録阻却事由となりうるが、特定の観念に関する独占を発生させないために、しかるべき注意が払われなければならない」。最高裁判官はこの認定を支持し、梨を図案化した商標とアップル社のリンゴの商標との間には混同を生じさせるほどの類似性は存在しないと判示した欧州の判例を引用している。

商標権侵害に加えて、原告は不正競争行為を主張していた。紙巻き煙草の名称として「Atlantic」という語を採用したことは、不法行為と不正競争行為のいずれにも相当しないとの判断を示した。

ジンバブエ—商標に関する希少な最高裁判決¹¹

知的財産に関する判決は、ジンバブエでは極めて稀である。そのため、*Cairns Foods Limited v Netrade Marketing (Pvt) Ltd*の事案においてジンバブエ最高裁が示した判決は、ここで論じるに値するものとなる。この判決が公開されたのはごく最近のことである。

事実関係を言えば、この訴訟の原告と被告はともにジャムを販売する会社であった。原告のCairn Foodsは、「Sun」という語と各種果実の図案から構成された1件の商標を第29類に登録していた。その後、被告Netradeが自社商標「Royal Sun」を第29類に登録した。Netradeが各種の果実が描かれた未登録のロゴと「Mixed Fruit Jam」（混合果実ジャム）という語を使用した時点で、原告は商標権侵害と詐称通用（パッシングオフ）を主張して訴を提起した。現実に混同する証拠があった。

第一審裁判所は、問題の2つの商標は混同を惹起するほど類似していないとの判断を示した。不可解な話であるが、Cairn Foodsが登録した商標は図案のみであると同裁判所は述べていた（どうやら「Sun」という語を失念していたようである）。この判決を不服として原告は控訴した。

ジンバブエには知的財産に関する判例がほとんど存在しないため、控訴審は南アフリカの判例法に指針を求めた。控訴審は南アの判例の中から、概念的な使用、概念的な消費者、商標の総合的な印象を考慮する必要性といった争点を扱った多くの先例を引用している。

それらの先例を検討した控訴審は下級審の判決を覆した。原告の商標には「Sun」という語が含まれないという一審の認定は「甚だしく不合理である」と控訴審は述べている。同裁判所によれば、適正なアプローチは「被告の商標が平均的な消費者に与える効果を評価する」ことであり、「…欺罔や混同は第一印象の問題であって調査の結果として生じるものではない」。

本件においては侵害と詐称通用の両方が成立すると控訴審は結論し、その結論に従って差止命令を認可した。

¹¹ <https://zimlil.org/zw/judgment/supreme-court-zimbabwe/2021/106>

今回の控訴審判決により、新たに歓迎すべき先例がアフリカの知財関連判決に加えられることとなった。しかし、一審の判決は、ジンバブエの司法関係者が知財に関して限られた専門知識しか持っていないことを示唆している。今回の事案では、第一審裁判所が目覚ましい働きをすることはなかったが、控訴審は道理にかなった判決を言い渡した。この事例に基づき、ジンバブエの知財訴訟においては上訴にそれなりのメリットがあるのではないかと我々は考えている。

2. 他のトピック

アフリカ全域

アフリカ全域：アフリカの通商難易度を評価する新たなツールが誕生

<https://allafrica.com/stories/202205170026.html>

AfriPI と ARIPO がアフリカ全土の情報技術官僚を招待

<https://techunzipped.com/2022/06/afripi-and-aripo-host-information-technology-officials-from-across-africa/>

アフリカ開発銀行 (Afd) がアフリカ医薬品技術財団の設立を承認

<https://www.itnewsafrika.com/2022/06/afdb-approves-establishment-of-the-african-pharmaceutical-technology-foundation/>

ケニア

ジョモ・ケニヤッタ農業技術大学 (JKUAT) の特許取得件数の増加

<https://www.jkuat.ac.ke/jkuat-acquires-more-patents/>

ケニアにおける違法取引が納税によって活性化する事情

<https://www.businesslive.co.za/fm/features/africa/2022-06-09-how-taxes-are-driving-illicit-trade-in-kenya/>

ナイジェリア

アフリカの若年層はアフリカ大陸自由貿易地域 (AfCFTA) を推進する触媒として力を発揮する、とアフリカ輸出入銀行幹部が発言

<https://www.thisdaylive.com/index.php/2022/06/16/african-youths-are-catalytic-force-to-propel-afcfta-says-afreximbank-boss/>

OAPI

OAPI の権力闘争：トゥアデラ参戦のタイミング

<https://www.jeuneafrique.com/1353534/politique/bras-de-fer-a-loapi-quand-touadera-sen-mele/>

ボースー長官の在任期間が更新される可能性に関する現地報道

<https://www.investiraucameroun.com/economie/1605-17912-crise-a-l-oapi-le-dga-limoge-dg-en-sursis>

ワゴ長官代理の解任

<http://oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/716-oapi-l%E2%80%99heure-est-%C3%A0-la-remobilisation>

OAPI 長官代理のポストを引き継ぐ人材を公募

<http://oapi.int/Ressources/recrutement/2022/10062022/1.pdf>

南アフリカ

グーグルに支援された南アフリカの新著作権法に対するクリエイティブ業界の酷評

<https://www.dailymaverick.co.za/article/2022-06-12-sas-new-copyright-law-backed-by-google-is-slated-by-the-creative-industry/>

新型コロナワクチンの生産をサポートすべく南アと WTO が協定を締結

<https://www.iol.co.za/business-report/economy/sa-wto-agreement-in-support-of-covid-19-vaccine-production-fb8c2797-db38-45eb-bc7a-d639478f9ed8>

死亡と商標：知的財産を相続人に分割・移転する方法

<https://www.bizcommunity.com/Article/196/738/228968.html>

裁判所判決

<https://www.supremecourtofappeal.org.za/index.php/component/jdownloads/summary/38-judgments-2022/3859-cochrane-steel-products-v-jumalu-fencing-166-2021-2022-zasca-100-22-june-2022>

ジンバブエ

アフリカの若い発明家たちを惹きつける十分な知財教育の確立

<https://www.newsday.co.zw/2022/06/feature-is-ip-education-sufficient-for-african-young-inventors/>

[特許庁委託]

アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 73

[著者]

Spoor & Fisher

spoor • fisher

patents • trade marks • copyright

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2022年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。